

●穴埋め問題編

空欄①～⑫に適切な語句または数値を記入せよ。

(1) 経営革新の支援

個別の中小企業者、組合及び任意グループ等が、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動等の ① を作成し、② から「中小企業等経営強化法」に基づく ① の承認を受けると、経営の向上を図るための様々な支援策を利用することができる。

(2) 数値目標

経営革新計画の承認を受けるためには、計画期間である ③ 年～④ 年のそれぞれの期間終了時における、次の2つの指標の「伸び率」がポイントとなる。

a. 「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」

計画終了時の付加価値額の伸び率は ⑤ %～⑥ %以上(年率 ⑦ %以上の伸び)。

付加価値額とは、⑧、人件費及び減価償却費の合計である。

b. 「給与支給総額」

計画終了時の「給与支給総額」の伸び率は、⑨ %～⑩ %以上(年率 ⑪ %以上の伸び)。

給与支給総額＝⑫＋給料＋賃金＋賞与＋各種手当

(注)「各種手当」には、残業手当、休日手当、家族(扶養)手当、住宅手当等を含み、給与所得とされない手当(退職手当等)及び福利厚生費は含まない。

●択一問題編

中小企業等経営強化法に基づく経営革新の支援策を受けるためには、経営革新計画の承認を受ける必要がある。経営革新計画に関する記述として、最も不適切なものはどれか。

ア 5年計画の経営革新計画を作成する場合、計画期間終了時における「付加価値額」の目標伸び率は、5%以上である。

イ 経営革新計画における「付加価値額」は、営業利益、人件費、減価償却費の合計として算出する。

ウ 経営革新計画は、都道府県または国の承認を受ける必要がある。

エ 経営革新計画の計画期間は3年～5年である。

【解答・解説】

●穴埋め問題編

(解答)

- ①経営革新計画 ②都道府県または国 ③3 ④5 ⑤9 ⑥15 ⑦3 ⑧営業利益  
⑨4.5 ⑩7.5 ⑪1.5 ⑫役員報酬

(解説)

中小企業等経営強化法は、中小企業等の経営強化を図るため、(1)創業、(2)経営革新、(3)経営力向上、(4)先端設備等導入、(5)事業継続力強化の取組を支援するとともに、(6)これらの活動に資する事業環境の整備を図るための措置を講じるものである。この法律では、経営革新を、「事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること」と定義している。経営革新の支援を受けるためには、経営革新計画を作成し、都道府県または国から承認を受ける必要がある。その際には、下表の指標目標を満たす必要がある。

【経営革新計画終了時の指標目標】

| 計画終了時   | 「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率 | 「給与支給総額」の伸び率 |
|---------|----------------------------|--------------|
| 3年計画の場合 | 9%以上                       | 4.5%以上       |
| 4年計画の場合 | 12%以上                      | 6%以上         |
| 5年計画の場合 | 15%以上                      | 7.5%以上       |

(注)「年率3%以上の伸び率」

(注)「年率1.5%以上の伸び率」

●択一問題編

(解答) ア

ア 不適切である。経営革新計画の経営目標は、「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」が年率平均3%以上伸び、かつ「給与支給総額」が年率平均1.5%以上伸びる計画となっていることが必要である。本選択肢では、「5年計画の経営革新計画」とあるので、計画期間終了時における「付加価値額」の目標伸び率は15%以上が必要になる。

イ 適切である。付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費で算出する。

ウ 適切である。事業内容や経営目標を盛り込んだ経営革新計画を作成し、都道府県または国の承認を受ける必要がある。

エ 適切である。経営革新計画の計画期間は3年～5年である。